

# 働くみなさんを応援します！

～ 産業振興課から 各種補助制度についてのお知らせ ～



## ●八峰町雇用創出支援事業（法人・個人）

### （1）産業創出支援事業

#### 対象

新規事業開始（創業）に取組み、町民1名以上を常用雇用して行われる事業（※八峰町産の農林水産物および加工品の販売小売業、八峰町の資源を利用した製造業等、いくつか条件があります。）

#### 対象経費・補助率・限度額

- ・雇用奨励費 常用労働者（65歳未満の町民）の賃金…対象経費の1/2 上限100万円（3名まで）
- ・創業支援費 創業に要する初期費用…対象経費の1/2 上限100万円

### （2）ものづくり支援事業

#### 対象

新商品開発または改良により、新規性のある商品の開発に要する経費および研究開発費

#### 対象経費・補助率・限度額

機械装置および工具機械等の購入費、試作改良に要する経費、試作に係る原材料ほか  
…対象経費の1/2 上限100万円

### （3）販路開拓支援事業

#### 対象

新商品の販路拡大・販売促進に要する経費

#### 対象経費・補助率・限度額

市場調査費・広告宣伝費ほか  
…対象経費の1/2 上限50万円

## ●八峰町起業チャレンジ応援事業（個人）

#### 対象

八峰町で新たに起業する個人事業主（開業から2年以内）、または新分野で事業を開始する個人事業主。（雇用を条件としていません。）商工業が対象になります。（6次化はOK。）

#### 対象経費・補助率・限度額

減価償却資産（機械器具類・事業用建物・改築費等）※乗用車（3・5ナンバー）は対象外。  
…減価償却費として計上した金額に耐用年数に応じた係数を乗じた額上限50万円×3年（3年間で購入費の約1/4の金額が補助されます。）

#### その他

白神八峰商工会の指導を受け、事業計画書を作成する必要があります。

## ●八峰町資格取得支援事業（個人・事業所）

#### 対象

八峰町に住所を有する65歳未満の方。従業員等の資格取得にかかる費用を負担した町内事業所。

#### 対象経費・補助率・限度額

国家資格・検定等（普通自動車免許は除く）資格取得に必須となる講習等の受講料、受験料、登録料  
…対象経費の1/2 上限10万円（個人）、上限20万円（事業所）



## ●八峰町地域産業活性化専門家招へい事業補助金（グループ・団体）

### （1）講演会事業

#### 対象

八峰町に拠点を有し、3者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体。

#### 対象経費・補助率・限度額

対象事業：八峰町の地域産業活性化に資する講演会・セミナーの実施  
対象経費：講師謝金、講師旅費（交通費・宿泊費）…対象経費の10/10 上限10万円

### （2）専門家派遣事業

#### 対象

八峰町に拠点を有し、2者以上の企業または個人事業者等で構成するグループおよび団体。

#### 対象経費・補助率・限度額

対象事業：新たな商品・サービス創出のための取組に対し、課題解決に向けた専門家による診断や助言等の集中的支援を受ける事業  
対象経費：講師謝金、講師旅費（交通費・宿泊費）…対象経費の10/10 上限10万円

■問合せ先 八峰町産業振興課 商工水産係 ☎76-4605

## 企画財政課からのお知らせ



# あなたの空き家を貸してください！

## 10年間、月額 **最大25,000円**の家賃収入が入ります！

町では、移住定住施策として、町内にある空き家を町がお借りし、必要なリフォームを行い、移住や定住をお考えの方に貸し出すための住宅を整備する事業を実施しています。

### 応募者の要件

次のすべての要件を満たす方が応募できます。

1. 空き家およびその敷地の両方を所有していること。  
※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。  
※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員でないこと。

### 応募物件の要件

次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売または滞納処分がされていないこと。

### 借上げに関する内容・要件

1. 借上げ期間は10年間を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、空き家の状態に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかなるものもお支払いしません。
4. 借上げた空き家等、改修が必要な場合は、450万円を限度に町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

### 応募方法

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。

※申込用紙は企画財政課窓口にて備え付けてあるほか、ホームページからもダウンロード可能。

### 応募締切

令和元年5月31日（金）午後5時まで

### 選考・採用について

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。

採用・不採用の決定は、6月下旬に文書で結果を通知します。（採用戸数：2戸を予定）

### 問合せ先

八峰町企画財政課 ☎0185-76-4603（受付時間：平日午前9時～午後5時）  
FAX：0185-76-2113 Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp